|  |
| --- |
| 令和６年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（生活介護）* |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
| 事業所の所在地 | 　 | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| サービス提供種別 | □　生活介護　　　　□　共生型生活介護　　　　（☑を記入してください） |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、運営導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（生活介護）」を、運営指導実施日の１４日前までに１部提出してください。　　作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
|  |
| 記入者　　　　　　　　　　　職名：　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　　 |

目　次

　　第１　　基本方針

第２　　人員に関する基準

第３　　設備に関する基準

第４　　運営に関する基準

第５　　共生型障害福祉サービスに関する基準

第６　　変更の届出等

第７　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

〇留意事項通知　………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

| 第１　基本方針 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本方針[関係書類]運営規程個別支援計画ケース記録運営規程個別支援計画ケース記録運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類運営規程個別支援計画ケース記録 | １　指定生活介護事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（「個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。２　指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。３　指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　 | サービス基準省令第3条第1項サービス基準条例第4条第1項サービス基準省令第3条第2項サービス基準条例第4条第2項サービス基準省令第3条第3項サービス基準条例第4条第3項サービス基準省令第77条サービス基準条例第79条 |

| 第２　人員に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の数（１）医師［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 　指定事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。１　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。　　※嘱託医の配置可。　　※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しないことも可。 | １．　適　・　否  | サービス基準省令第78条サービス基準条例第80条 |
| （２）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | １　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。。　　　ア　平均障害支援区分が４未満　　　　　　利用者の数を６で除した数以上　　　イ　平均障害支援区分が４以上５未満　　　利用者の数を５で除した数以上　　　ウ　平均障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除した数以上　　　《平均障害支援区分の算出》　　　　{（２×区分２の利用者の数）＋（３×区分３に該当する利用者の数）＋（４×区分４に該当する利用者の数）＋（５×区分５に該当する利用者の数）＋（６×区分６に該当する利用者の数）}／総利用者数２　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。３　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。４　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。５　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否　・　未配置５．　適　・　否 |
| （３）サービス管理責任者［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | １　指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。２　１人以上は常勤となっているか。　　 | １．□ア　利用者の数が60以下　　１以上　　□イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | サービス基準省令第78条サービス基準条例第80条（多機能型特例）サービス基準省令第215条サービス基準条例第209条 |
| （４）利用者数の算定［関係書類］・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） | １　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | １．適　・　否前年度の平均利用者数（　　　　　　人） |
| （５）職務の専従［関係書類］・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）【多機能型に関する特例】［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等） | １　指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者となっているか。。　　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。（１）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。（２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．　適　・　否 |
| （６）管理者［関係書類］・管理者の雇用形態が分かる書類・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格　　　証・勤務体制一覧　　表 | １　指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　　ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | １．　適　・　否 | サービス基準省令第80条（第51条準用）サービス基準条例第82条（第52条準用） |
| （７）従たる事業所を設置する場合の特例［関係書類］・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。（経過措置）指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。　この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | １．　適　・　否 | サービス基準省令第79条サービス基準条例第81条サービス基準省令附則第23条 |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備［関係書類］・平面図・設備・備品等一覧表【目視】【多機能型に関する特例】［関係書類］・平面図・備品等一覧表【目視】 | １　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 ２　これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。　　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否 | サービス基準省令第81条サービス基準条例第83条（特例）サービス基準省令第216条サービス基準条例第210条 |
|  (１) 訓練・作業室［関係書類］・平面図・設備・備品等一覧表【目視】 | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 |
|  (２) 相談室【目視】 | １　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | １．　適　・　否 |
| （３）洗面所【目視】 | １　利用者の特性に応じたものであるか。 | １．　適　・　否 |
| （４）便所【目視】 | １　利用者の特性に応じたものであるか。 | １．　適　・　否 |
| （経過措置）　適宜必要と認める資料 | 　法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | サービス基準省令附則第22条サービス基準条例附則第13条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書・その他利用者に交付した書面 | １　指定生活介護事業者は、支給決定障害者等が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２　指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  | 1. 文書交付の有無　有　・　無

同意の有無　　有　・　無①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 営業日及び営業時間　　□ 利用定員　　□ 内容及び利用料その他の費用の額　□ 通常の事業の実施地域　□ サービス利用の留意事項　　□ 緊急時の対応　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障害の種類　　□ 虐待防止の措置　　　　　　　　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況２．適　・　否　・　該当なし①書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付②記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第93条（第9条準用）サービス基準条例第95条（第10条準用） |
| ２　契約支給量の報告等［関係書類］・受給者証の写し・契約内容報告書 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。３　指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 　４　指定生活介護事業所は、受給者証記載事項に変更があった場合に、上記に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第10条準用）サービス基準条例第95条（第11条準用） |
| ３　提供拒否の禁　　止［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合・当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | サービス基準省令第93条（第11条準用）サービス基準条例第95条（第12条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否　 | サービス基準省令第93条（第12条準用）サービス基準条例第95条（第13条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第13条準用）サービス基準条例第95条（第14条準用） |
| ６　受給資格の確　　認［関係書類］・受給者証の写し | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第14条準用）サービス基準条例第95条（第15条準用） |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。２　指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第15条準用）サービス基準条例第95条（第16条準用） |
| ８　心身の状況等の把握［関係書類］・アセスメント記　録・ケース記録 | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第93条（第16条準用）サービス基準条例第95条（第17条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携［関係書類］・個別支援計画・ケース記録 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第17条準用）サービス基準条例第95条（第18条準用） |
| 10　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供の記録 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度、記録しているか。２　指定生活介護事業者は、（１）の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　記録すべき内容　□ サービス提供日　□ サービスの具体的内容　□ 実施時間数□ 利用者負担額□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第19条準用）サービス基準条例第95条（第20条準用） |
| 11　指定生活介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、次条の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。 | １．　適　・　否徴収する費用(・ )(・ )(・ )２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第20条準用）サービス基準条例第95条（第21条準用） |
| 12 利用者負担額等の受領［関係書類］・請求書・領収書 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。２　指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。３　指定生活介護事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用　（次のイ又はロに定めるところによる）イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　創作的活動にかかる材料費③　日用品費④　①から③のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの４　指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第82条サービス基準条例第84条 |
| 13　利用者負担額に係る管理［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。　この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第22条準用）サービス基準条例第95条（第23条準用） |
| 14　介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等［関係書類］・通知の写し・サービス提供証明書の写し | １　指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。　２　指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。　 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第93条（第23条準用）サービス基準条例第95条（第24条準用） |
| 15　指定生活介護の取扱方針［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。２　指定生活介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。３　指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。４　指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第57条準用）サービス基準条例第95条（第59条準用） |
| 16　生活介護計画の作成等［関係書類］・個別支援計画・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類・アセスメントを実施したことが分かる記録・面接記録・個別支援計画の原案・他のサービスとの連携状況が分かる書類２から8に掲げる確認資料 | １　指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護）の作成に関する業務を担当させているか。２　サービス管理責任者は生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。６　サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。７　サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。８　サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。９　サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。１０　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　ア　定期的に利用者に面接すること。　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。１１　生活介護計画に変更のあった場合、２から８に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．個別支援計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期　□　当該サービスを提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）６．会議の参加者　□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当職業指導員、生活指導員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）７．説明・同意状況　□　全員説明、同意済み　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　□　未説明、同意８．①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 資料郵送のみ　　□ その他（ 　　　　　　　　）９．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回１０．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回１１．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第58条準用）サービス基準条例第95条（第60条準用） |
| 17　サービス管理責任者の責務［関係書類］・個別支援計画・アセスメント及びモニタリングに関する記録・サービス提供の記録 ・他の従業者に指導及び助言した記録・適宜必要と認める資料 | １ サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。(１)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(２)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。(３)　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | (１)．　適　・　否(２)．　適　・　否(３)．技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第59条準用）サービス基準条例第95条（第61条準用） |
| 18　相談及び援助［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | サービス基準省令第93条（第60条準用）サービス基準条例第95条（第62条準用） |
| 19　介護［関係書類］・個別支援計画・サービス提供の記録・業務日誌等・勤務体制一覧表・勤務実績表・従業員の資格証・出勤簿（タイムカード） | １　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。２　指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。３　指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。４　指定生活介護事業者は、１から３に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。５　指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。６　指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし　４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第83条サービス基準条例第85条 |
| 20　生産活動［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。２　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。３　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。４　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第84条サービス基準条例第86条 |
| 21　工賃の支払［関係書類］・工賃支払記録・工賃支給規程・就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） | 　指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第85条サービス基準条例第87条 |
| 22　職場への定着のための支援等の実施［関係書類］・相談等の支援を行っていることがわかる書類・就労定着支援事業者と連絡調整したことがわかる書類 | １　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。２　指定生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、当該指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第85条の２サービス基準条例第87条の２ |
| 23　食事［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。２　指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第86条サービス基準条例第88条 |
| 24　緊急時等の対　　応［関係書類］・緊急時対応マニュアル・ケース記録・事故等の対応記　録 | 従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第28条準用）サービス基準条例第95条（第29条準用） |
| 25　健康管理［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第87条サービス基準条例第89条 |
| 26　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　(1)正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。　　　(2)偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第88条サービス基準条例第90条  |
| 27　管理者の責務［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　指定生活介護事業者の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第４章を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか | １．適　・　否２．適　・　否 | サービス基準省令第93条（第66条準用）サービス基準条例第95条（第68条準用） |
| 28　運営規程［関係書類］・運営規程 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。１　事業の目的及び運営の方針　２　従業者の職種、員数及び職務の内容　３　営業日及び営業時間　４　利用定員　５　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　６　通常の事業の実施地域　７　サービスの利用に当たっての留意事項　８　緊急時等における対応方法　９　非常災害対策　10　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　11　虐待の防止のための措置に関する事項　12　その他運営に関する重要事項　　　　　※指定申請時から運営規程が変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。 | １．運営についての重要事項の記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　営業日及び営業時間　□　利用定員　□　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　通常の事業の実施地域　□　サービスの利用に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項　 | サービス基準省令第89条サービス基準条例第91条 |
| 29　勤務体制の確保等［関係書類］・従業者の勤務表・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類・研修計画、研修実施記録・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | １　指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。２　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。３　指定生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ４　指定生活介護事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．適　・　否２．適　・　否３．適　・　否昨年度従業者の参加研修（事業所内外問わず）４．適　・　否措置の内容 | サービス基準省令第93条（第68条準用）サービス基準条例第95条（第70条準用） |
| 30　業務継続計画の策定等［関係資料］・業務継続計画・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画の見直しを行った事が分かる書類 | 【令和６年４月１日より義務化】１　指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。２　指定生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | １．適　・　否２．適　・　否３．適　・　否 | サービス基準省令第93条（第33条の2準用）サービス基準条例第95条（第34条の2準用） |
| 31　定員の遵守［関係書類］・運営規定　　　・利用者数が分か　　　る書類（利用者　　名簿等）　　　 | 　指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第69条準用）サービス基準条例第95条（第71条準用） |
| 32　非常災害対策［関係書類］・運営規程・非常災害時対応マニュアル（対応計画）・通報・連絡体制・消防用設備点検の記録・避難訓練の記録・消防署への届出・地域住民が訓練に参加していることがわかる書類 | １　指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。２　指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　指定生活介護事業者は、２の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | １．適　・　否２．適　・　否３．適　・　否 | サービス基準省令第93条（第70条準用）サービス基準条例第95条（第72条準用） |
| 33　衛生管理等[関係資料]・衛生管理に関する書類・委員会議事録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | １　指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。　【令和6年4月１日から義務化】２　指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の(1)～(3)に掲げる措置を講じているか。(1)　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。(2)　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。。(3)　当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否措置の内容□　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備□　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施 | サービス基準省令第90条サービス基準条例第92条 |
| 34　協力医療機関［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第91条サービス基準条例第93条 |
| 35　掲示【関係書類】・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定生活介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | 掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況□　協力医療機関　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第92条サービス基準条例第94条 |
| 36　身体拘束等の禁止［関係書類］・個別支援計画・身体拘束等に関する書類・身体拘束に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類）・委員会議事録・身体拘束等の適正化のための指針・研修を実施したことが分かる書類 | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。２　指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。【令和4年4月1日より義務化】３　指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。(2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。(3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | １．身体拘束の有無：　有　・　無２．記録の有無：　有　・　無　　　記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）３．措置について（１）いる　・　いない（２）いる　・　いない【身体拘束等の適正化のための指針】　□事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方□身体拘束等の適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　□身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針　□事業所で発生した身体拘束等の報告方法の施策に関する基本方針　□身体拘束等発生時の対応に関する基本方針　□利用者等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針　□その他身体拘束等の適正化のための必要な基本方針（３）いる　・　いない | サービス基準省令第93条（第35条の2準用）サービス基準条例第95条（第36条の2準用） |
| 37　秘密保持等［関係書類］・従業者及び管理者の秘密保持誓約書・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | １　指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　３　指定生活介護事業者は、他の指定生活介事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | １．　適　・　否２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第36条準用）サービス基準条例第95条（第37条準用） |
| 38　情報の提供等［関係書類］・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）・事業者のＨＰ画面・パンフレット | １　指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　２　指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ 情報公開システム　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第37条準用）サービス基準条例第95条（第38条準用） |
| 39　利益供与等の禁止［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害福祉サービス事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　指定生活介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利を収受していないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第93条（第38条準用）サービス基準条例第95条（第39条準用） |
| 40　苦情解決［関係書類］・苦情受付簿等・重要事項説明書・契約書・事業所の掲示物・苦情の対応記録・苦情対応マニュアル・市から指導・勧告言を受けた場合の改善したことがわかる書類・県から指導・勧告言を受けた場合の改善したことがわかる書類・県または市から指導または助言を受けた場合の改善をしたことが分かる書類・県等への報告書・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことがわかる書類 | １　指定生活介護事業所は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。　２　指定生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定生活介護事業者は、提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　指定生活介護事業者は、提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　指定生活介護事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、３から５までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しているか。７　指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第39条準用）サービス基準条例第95条（第40条準用） |
| 41　事故発生時の対応［関係書類］・市及び家族への報告記録・事故の対応記録・事故対応マニュアル・ヒヤリハットの記録・再発防止の検討記録　　　　・賠償責任保険書類等 | １　指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　２　指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　指定生活介護事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | １．発生状況事例：　　　件（今年度）２．適　・　否　・　該当なし３．適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第93条（第40条準用）サービス基準条例第95条（第41条準用） |
| 42　会計の区分［関係書類］・収支予算書及び決算書等の会計書類 | 指定生活介護事業者は、指定生活事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第93条（第41条準用）サービス基準条例第95条（第42条準用） |
| 43　虐待の防止［関係書類］・委員会議事録・研修を実したことが分かる書類・担当者を配置していることが分かる書類 | 【令和4年4月1日より義務化】１　指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。1. 当該指定生活介護事業所における虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。

(2)　当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる　・　いない　【虐待防止の措置】　□虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知　□虐待防止のための研修の実施　□虐待防止の措置を適切に実施すための担当者の設置いる　・　いない　　いる　・　いない　【担当者職・氏名】（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第93条（第40条の2準用）サービス基準条例第95条（第41条の2準用） |
| 44　地域との連携　　等［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | サービス基準省令第93条（第74条準用）サービス基準条例第95条（第76条準用） |
| 45　記録の整備［関係書類］・職員名簿・設備・備品台帳・帳簿等の会計書　類・２で記載している書類 | １　指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を文書により整備しているか。２　指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。1. 生活介護計画
2. サービスの提供の記録
3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
4. 身体拘束等の記録
5. 苦情の内容等の記録
6. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 | １．整備状況　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２及び３．整備状況及び保存年数　□　個別支援計画（　年）　□　サービス提供の記録（　年）　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　年）　□　身体拘束等の記録（　年）　□　苦情の内容等の記録（　年）　□　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（　年） | サービス基準省令第93条（第75条準用）サービス基準条例第95条（第77条準用） |
| 46 電磁的記録等［関係書類］・電磁的記録冊簿・適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。２　指定生活介護事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第５　共生型障害福祉サービスに関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）・適宜必要と認める資料 | 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者に関して次の基準を満たしているか。1. 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上になっているか。
2. 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。
 | 適　・　否　 | サービス基準省令第93条の2サービス基準条例第95条の2 |
| ２　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準［関係書類］・平面図【目視】・利用者数が分かる書類・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）・適宜必要と認める資料３　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準［関係書類］・運営規程・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）・平面図【目視】・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）・適宜必要と認める資料 | 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して次の基準を満たしているか。（１）指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか。（２）指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。（３）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。（１）指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下となっているか。（２）指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲になっているか。（３）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。（４）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。（５）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | 適　・　否　適　・　否　 | サービス基準省令第93条の3サービス基準条例第95条の3サービス基準省令第93条の4サービス基準条例第95条の4 |
| ４　準用［関係書類］・同準用項目と同一文書 | 第１　基本方針の４、第２　人員に関する基準の（７）及び第４　運営に関する基準を準用 |  | サービス基準省令第93条の5サービス基準条例第95条の5 |
| ５　電磁的記録等［関係書類］・電磁的記録簿冊・適宜必要と認める資料 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。（２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第６　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【関係書類】　適宜必要と認める資料 | １　指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２　指定生活介護事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日の一月前までにその旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし　変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名生年月日、住所及び職名□　登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |

| 第７　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 基本事項［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　　指定生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第６により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。）２　端数処理１の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護1時間以上1時間30分未満で587単位）・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%587×0.70＝410.9 → 411 単位・基礎研修課程修了者で深夜の場合411×1.5＝ 616.5 → 617単位※587×0.70×1.5＝616.35として四捨五入するのではない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | 報酬告示第一報酬告示第二留意事項通知第二 |
| １　生活介護サービス費［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等定員超過利用減算サービス提供職員欠如減算サービス管理責任者欠如減算個別支援計画未作成減算短時間利用減算開所時間減算大規模事業所の基本報酬医師未配置減算情報公表未報告減算業務継続計画未策定減算身体拘束廃止未実施減算虐待防止措置未実施減算サービス管理責任者配置等加算障害福祉サービス種類相互の算定関係複数の減算事由に該当する場合の取扱い | １　生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（特定基準該当生活介護）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所である指定生活介護事業所にあっては、一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。）、所要時間及び障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の注6に規定する指定生活介護等（注1‐5に規定する共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか　※対象者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ①施設入所者のうち、区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当するもの②施設入所者以外の者のうち、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以上に該当するもの③平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であって、区分3（50歳以上の者にあっては、区分2）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの④平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分2（50歳以上の者にあっては区分1）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの⑤平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの２　生活介護サービス費については、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定しているか。３　生活介護サービス費の利用定員が5人以下及び利用定員が6人以上10人以下については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、１日につき所定単位数を算定しているか。４　指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、生活介護サービス費の所要時間8時間以上9時間未満の場合は算定していなか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。２　所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。３　生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和６年４月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。４　生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。５　所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。ウ　医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10 点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、１日１時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５　共生型生活介護サービス費(1)共生型生活介護サービス費（Ⅰ）指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。(2)共生型生活介護サービス費（Ⅱ）指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。６　生活介護サービス費、共生型生活介護サービス費の算定に当たって、生活介護サービス費については次の①～④のいずれかに該当する場合に、共生型生活介護サービス費については①～③又は⑤に該当する場合に、それぞれ①から⑤までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。①定員超過の場合【定員超過利用減算】次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70ア　過去3ヶ月間の利用者の数の利用者の延べ数が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）1．利用定員が11人以下の事業所等利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合2. 利用定員が12人以上の事業所等利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合イ　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）１．利用定員50人以下の事業所等利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合2. 利用定員51人以上の事業所等利用定員から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に75を加えた数を超える場合　　　※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者②人員欠如の場合【サービス提供職員欠如減算】ア　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について□減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100 分の70 □減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100 分の50 ※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）③サービス管理責任者の人員欠如について【サービス管理責任者欠如減算】　□減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100 分の70 □減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。④個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。⑤利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100 分の50 以上に該当する場合100分の70に相当する単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「利用時間」とは、前3月において利用者が当該指定生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。①「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。②送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。③単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。７　運営規程に定める営業時間が、4時間未満の場合は所定単位数の50／100、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の70／100に相当する単位数を算定しているか。　※（５）及び（６）の双方の減算事由に該当する場合の取扱　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。　　減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う８　　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等においては、所定単位数の991／1000が算定されているか９　医師が配置されてない場合は、１日につき12単位を減算しているか。１０　情報公表サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌日から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。１１　業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合（感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合）に、その翌日から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。　　【経過措置】　　　令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。１２　身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】（令和5年４月１日から適用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められたつきまでの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位を減算。１３　虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。ア　虐待防止委員会を定期的に開催し 、その結果について従業者に周知徹底を図ること 。イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること 。ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 。※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　　相当する単位数から減算する。１４　共生型生活介護事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、1日につき58単位を加算しているか。　　　　　　　　①サービス管理責任者を1名以上配置していること。②地域に貢献する活動を行っていること。１５　特利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない１６　複数の減算事由に該当する場合の取扱い　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと５．その他注意事項（１）日中活動サービスのサービス提供時間　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。（２）加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。　　　　・6月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。　　　　・6月以上１年未満の間…直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とする。　　　　・１年以上　　　　　　…直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、市長が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。（３）定員規模別単価の取扱い　　　①　療養介護、**生活介護**、施設入所支援、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況ア　生活介護サービス費1. 利用定員が5人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　669単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　500単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　347単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　310単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　283単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　836単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　625単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　434単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　387単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　353単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,003単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 750単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 520単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 465単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 423単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,170単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 875単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 607単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 543単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 495単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1.628単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,218単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 845単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 755単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 689単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,672単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,250単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 866単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 775単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 706単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,783単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,312単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 927単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 837単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 767単位】1. 利用定員が6人以上10人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　649単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　485単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　336単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　301単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　274単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　812単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　607単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　420単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　376単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　343単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 974単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 727単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 504単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 452単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 411単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,136単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 849単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 588単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 526単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 480単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1.580単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,182単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 819単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 733単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 668単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,622単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,213単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 840単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 752単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 685単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,684単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,274単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 901単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 814単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 746単位】1. 利用定員が11人以上20人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　517単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　386単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　268単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　239単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　218単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　646単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　483単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　335単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　300単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　273単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 774単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 578単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 401単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 358単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 327単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 904単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 676単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 469単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 419単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 381単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,258単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 941単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 652単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 583単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 532単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,291単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 966単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 669単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 598単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 545単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,353単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【1,027単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 730単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 660単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 607単位】1. 利用定員が21人以上30人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　449単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　333単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　228単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　204単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　185単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　575単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　427単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　293単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　262単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　236単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 690単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 512単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 351単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 313単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 284単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 805単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 597単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 409単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 366単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 332単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,120単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 833単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 570単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 510単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 463単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,150単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 854単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 584単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 423単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 475単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,211単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 915単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 646単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 584単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 536単位】1. 利用定員が31人以上40人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　447単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　331単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　226単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　203単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　184単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　558単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　414単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　284単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　253単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　229単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 670単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 497単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 340単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 305単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 277単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 782単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 579単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 396単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 355単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 322単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,087単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 808単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 553単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 495単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 450単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,116単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 829単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 567単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 507単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 461単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,178単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 890単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 629単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 568単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 522単位】1. 利用定員が41人以上50人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　445単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　328単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　224単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　198単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　181単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　555単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　410単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　281単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　247単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　226単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 666単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 493単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 337単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 297単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 271単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 778単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 574単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 393単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 346単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 316単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,082単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 800単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 547単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 483単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 441単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,110単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 821単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 561単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 495単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 452単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,172単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 882単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 623単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 556単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 513単位】1. 利用定員が51人以上60人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　431単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　319単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　221単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　197単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　178単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　539単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　398単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　276単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　245単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　222単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 647単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 477単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 330単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 294単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 266単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 754単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 557単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 384単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 343単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 310単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,049単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 775単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 533単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 475単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 429単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,078単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 797単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 547単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 488単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 442単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,140単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 858単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 609単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 549単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 503単位】1. 利用定員が61人以上70人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　421単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　314単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　219単位】□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　195単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　176単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　527単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　393単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　274単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　243単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　220単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 633単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 472単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 327単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 291単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 264単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 738単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 550単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 381単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 339単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 307単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,026単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 764単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 530単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 471単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 426単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,054単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 786単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 544単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 484単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 438単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,115単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 847単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 605単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 545単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 499単位】1. 利用定員が71人以上80人以下

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　413単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　309単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　214単位】 □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　191単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　173単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　515単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　384単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　267単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　237単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　215単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 618単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 461単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 319単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 285単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 257単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 720単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 538単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 372単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 331単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 300単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,000単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 745単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 516単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 459単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 415単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,027単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 766単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 529単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 471単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 425単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,088単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 828単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 590単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 532単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 487単位】1. 利用定員が81人以上

①所要時間3時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　408単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　306単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　211単位】 □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　189単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　171単位】②所要時間3時間以上4時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【　510単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【　381単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【　264単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【　235単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【　212単位】　③所要時間4時間以上5時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 611単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 456単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 315単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 283単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 254単位】　④所要時間5時間以上6時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 713単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 532単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 367単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 329単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 297単位】　⑤所要時間6時間以上7時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【 991単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 739単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 510単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 457単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 411単位】⑥所要時間7時間以上8時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,017単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 759単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 523単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 470単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 423単位】⑦所要時間8時間以上9時間未満□　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,078単位】　□　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 821単位】□　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 584単位】　□　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 531単位】□　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 485単位】５　共生型生活介護サービス費□　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　 【 697単位】□　共生型生活介護サービス費（Ⅱ） 【 859単位】適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の1の注1報酬告示別表第6の1の注2報酬告示別表第6の1の注3報酬告示別表第6の1の注4報酬告示別表第6の1の注5報酬告示別表第6の1の注4報酬告示別表第6の1の注4（１）報酬告示別表第6の1の注4（１）報酬告示別表第6の1の注4（１）報酬告示別表第6の1の注4（２）報酬告示別表第6の1の注4（３）報酬告示別表第6の1の注5報酬告示別表第6の1の注6報酬告示別表第6の1の注7報酬告示別表第6の1の注8報酬告示別表第6の1の注9報酬告示別表第6の1の注10報酬告示別表第6の1の注11報酬告示別表第6の1の注12報酬告示別表第6の1の注13 |
| ２　人員配置体制加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | （ア）人員配置体制加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のイに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（2の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。）に対して、１日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。（イ）人員配置体制加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のロに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあたっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は算定していないか。（ウ）人員配置体制加算（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六のハに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。（エ）人員配置体制加算（Ⅳ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のニに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）、人員配置体制加算（Ⅱ）又は人員配置体制加算（Ⅲ）を算定している場合は、算定していないか。 | 算定状況ア　人員配置体制加算（Ⅰ）　□　利用定員が20人以下　　　　 　　【321単位】　　　□　利用定員が21人以上60人以下　　【263単位】 　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【245単位】 　イ　人員配置体制加算（Ⅱ）　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【265単位】　□　利用定員が21人以上60人以下　　【212単位】　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【197単位】ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【181単位】　□　利用定員が21人以上60人以下　　【136単位】　□　利用定員が61人以上　　　　 　　【125単位】 エ　人員配置体制加算（Ⅳ）　□　利用定員が20人以下　　　　　　 【 51単位】　　　　□　利用定員が21人以上60人以下　　【 38単位】 　□　利用定員が61人以上　　　　　 　【 33単位】  | 報酬告示別表第6の2の注1報酬告示別表第6の2の注2報酬告示別表第6の2の注3報酬告示別表第6の2の注4 |
| ３　福祉専門職員配置等加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　生活支援員又は共生型生活介護従業者の配置が次の条件に該当して市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　　指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者施設基準第4条第1項若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（生活支援員）として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者（共生型生活介護従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　　次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。①　生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 　　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | 報酬告示別表第6の3の注１報酬告示別表第6の3の注2報酬告示別表第6の3の注3 |
| ４　常勤看護職員等配置加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第２条第16号又は指定障害者支援施設基準第２条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第五号に該当するに対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　常勤換算方法で1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。) を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。（常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとする。）２　本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位について加算は算定されないことに留意すること。 | 　　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　利用定員が5人以下　　　　　　　【32単位】　□　利用定員が6人以上10人以下　 　【30単位】　□　利用定員が11人以上20人以下 　 【28単位】　□　利用定員が21人以上30人以下 　 【24単位】　□　利用定員が31人以上40人以下　 【19単位】　□　利用定員が41人以上50人以下　 【15単位】　□　利用定員が51人以上60人以下 　 【11単位】　□　利用定員が61人以上70人以下　 【10単位】　□　利用定員が71人以上80人以下 　 【 8単位】　□　利用定員が81人以上　　　　　　 【 6単位】 | 報酬告示別表第6の3の2の注 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、市に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「視覚障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害者　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害者　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害者２　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100 分の50 又は100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等である利用者数が利用者の数に100 分の50 又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされる。３　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1) 視覚障害　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者　(2) 聴覚障害又は言語機能障害　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし算定状況* 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）【51単位】
* 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）【41単位】
 | 報酬告示別表第6の4の注１報酬告示別表第6の4の注2 |
| ６　高次脳機能障害者支援体制加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のホに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　研修の要件地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19 日付け　障発0219 第１号・障精発0219 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。２　高次脳機能障害者の確認方法について加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。(ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書(ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書(ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）３　届出等(1)当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県へ届け出る必要があること。(2)研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。【多機能事業所の取り扱い】４　多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100 分の30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況高次脳機能障害者支援体制加算 　　【41単位】 | 報酬告示別表第6の4の2の注 |
| ７　初期加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。　２　利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。　４　旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別支援加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 　　適　・　否　・　該当なし初期加算　【30単位】 | 報酬告示別表第6の5の注 |
| ８　訪問支援特別加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る生活介護計画の見直し等の支援をいう。３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は生活介護の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 　　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | 報酬告示別表第6の6の注 |
| ８　欠席時対応加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 　　適　・　否　・　該当なし欠席時対応加算　【94単位】 | 報酬告示別表第6の7の注 |
| ９　重度障害者支援加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　以下の体制要件に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　　人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で３人以上配置しているものに限る。）として市長へ届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　（１）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のヘに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分６に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。　　　（２）重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定生活介護事業所等であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のトに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。（３）重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。（４）（２）の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。ウ　重度障害者支援加算（Ⅲ）　　（１）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のヘに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分４以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算してないか。（２）重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」六のトに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の二に該当する者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算しているか。（３）重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に400単位を加算しているか。（４）（２）の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に200単位を加算しているか。（５）重度障害者支援加算(Ⅰ)から重度障害者支援加算(Ⅲ)までについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算してないか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし

算定状況□　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　【 50単位】□　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　【360単位】□　重度障害者支援加算（Ⅲ）　　【180単位】（２）適　・　否　・　該当なし【追加150単位】（３）適　・　否　・　該当なし【追加500単位】（４）適　・　否　・　該当なし　【追加200単位】（２）適　・　否　・　該当なし【追加150単位】（３）適　・　否　・　該当なし【追加400単位】（４）適　・　否　・　該当なし　【追加200単位】（５）適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の7の2の注1報酬告示別表第6の7の2の注2報酬告示別表第6の7の2の注3報酬告示別表第6の7の2の注4報酬告示別表第6の7の2の注5報酬告示別表第6の7の2の注6報酬告示別表第6の7の2の注7報酬告示別表第6の7の2の注8報酬告示別表第6の7の2の注9報酬告示別表第6の7の2の注10 |
| 10　リハビリテーション加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | ア　リハビリテーション加算（Ⅰ）　　次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合、1日につき所定単位数を算定しているか。(1)　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。(2)　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。(3)　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。(4)　指定障害者支援施設に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。(5)　(4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。イ　リハビリテーション加算（Ⅱ）　　アの(1)から(5)までのいずれも満たすものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、アに規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | 報酬告示別表第6の8の注1報酬告示別表第6の8の注2 |
| 11　利用者負担上限管理加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 　　適　・　否　・　該当なし利用者負担上限管理加算　【150単位】 | 報酬告示別表第6の9の注 |
| 12　食事提供体制加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の⑴から⑶までのいずれにも 適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。1. 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

⑵ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。⑶ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。 | 　適　・　否　・　該当なし食事提供体制加算　【30単位】 | 報酬告示別表第6の10の注 |
| 13　延長支援加　　算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のチに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間８時間以上９時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　9時間以上10時間未満の場合 　 【100単位】　□　10時間以上11時間未満の場合 　【200単位】　□　11時間以上12時間未満の場合　 【300単位】□　12時間以上　　　　　　　　　 【400単位】　 | 報酬告示別表第6の11の注 |
| 14　送迎加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の1に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか（２）　（１）に定める送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上あるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。（３）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の１のハに定める送迎（同一の敷地内又は隣接する敷地内の他の事業所等との間の送迎）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】２．　適　・　否　・　該当なし【片道28単位】３．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第6の12の注1報酬告示別表第6の12の注2報酬告示別表第6の12の注3 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用支援加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。　（４）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」2のチに適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | （１）適　・　否　・　該当なし算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】（２）適　・　否　・　該当なし（３）適　・　否　・　該当なし（４）適　・　否　・　該当なし【追加50単位】 | 報酬告示別表第6の13の注1報酬告示別表第6の13の注2報酬告示別表第6の13の注3報酬告示別表第6の13の注4 |
| 16　就労移行支援体制加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（平成18年厚生労働省告示第523号別表第13の1の注2に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去３年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）が前年度において１人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき、当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　利用定員が20人以下　　　　　　【42単位】　□　利用定員が21人以上30人以下　 【20単位】　□　利用定員が31人以上40人以下　 【18単位】　□　利用定員が41人以上50人以下　 【14単位】　□　利用定員が51人以上60人以下　 【10単位】□　利用定員が61人以上70人以下　 【 8単位】□　利用定員が71人以上80人以下　 【 7単位】□　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】 | 報酬告示別表第6の13の2の注 |
| 17　入浴支援加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」五の三に該当する者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　入浴支援加算　　　　　　【80単位】　 | 報酬告示別表第6の13の3の注 |
| 18　喀痰吸引等実施加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」六のヌに該当する者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　喀痰吸引等実施加算　　　【30単位】 | 報酬告示別表第6の13の4の注 |
| 19　栄養スクリーニング加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」五に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき所定単位数を加算しているか。。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　栄養スクリーニング加算　　【5単位】 | 報酬告示別表第6の13の5の注 |
| 20　栄養改善加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 次の⑴から⑷までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養・過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に２回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができているか。⑴　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を１名以上配置していること。⑵　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。⑶　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。⑷　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　栄養改善加算　　【200単位】 | 報酬告示別表第6の13の6の注 |
| 21　緊急時受入加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の六のルに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算しているか。。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　緊急時受入加算　　【100単位】○拠点関係機関との連携担当者の職・氏名職名氏名 | 報酬告示別表第6の13の7の注 |
| 22　集中的支援加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　集中的支援加算　　【1,000単位】 | 報酬告示別表第6の13の8の注 |
| 23　福祉・介護職員処遇改善加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く24及び25において同じ)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。1. 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から２２までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)
2. 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 １から２２までにより算定した単位数の1000分の32に　相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)
3. 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　 １から２２までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)
 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 報酬告示別表第6の14の注 |
| 24　福祉・介護職員等特定処遇改善加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。1. 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　 １から２２までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の17に相当する単位数）
2. 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　 １から２２までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の17に相当する単位数）。
 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示別表第6の15の注 |
| 25　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十九の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合は、、1から２２までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし□　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示別表第6の16の注 |
| 26　福祉・介護職員等処遇改善加算［関係書類］・体制状況一覧表、当該加算の届出書等 | 【令和６年６月１日から算定】福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。2において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　2から14の8までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　2から14の8までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　2から14の8までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　2から14の8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）【令和６年６月１日～令和７年３月３１日まで算定】福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）令和６年６月１日～令和７年３月３１日までの間平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十八の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。①福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の90に相当する単位数）②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　 2から22までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　 2から22までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　 2から22までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　 2から22までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　 2から22までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数）⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　 2から22までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　 2から22までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数）⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　 2から22までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ 　2から22までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数） | 適　・　否　・　該当なし算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率適　・　否　・　該当なし算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(１)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(２)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(３)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(４)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(５)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(６)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(７)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(８)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(９)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) | 報酬告示別表第6の14の注1報酬告示別表第6の14の注2 |

登録定員

利用定員

26人又は27

人

16人

28人